

秋田市業務委託等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する業務委託等の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる業務委託等（以下「業務委託等」という。）は、別表1に定める業務をいう。

2 評定は、原則として1件の契約金額(税込)が300万円以上の業務委託について行う。

(評定者)

第3条 業務委託等の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員（専門検査員）、総括者（原則として当該業務委託の内容を把握する課長補佐級以上のもの）、調査職員（主任調査員、調査員）をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、業務委託等ごと、評定者ごとに「成績評定考査基準」に基づき、独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、調査員は協議のうえ連名で評定するものとする。

2 評定の結果は、業務委託等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 検査員は業務委託等の完了検査を実施したとき、総括者および調査職員は業務委託等が完了したとき、それぞれを評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6条 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を契約課長に提出するものとする。

(評定表の集計等)

第7条 契約課長は、提出を受けた評定表を取りまとめ、その結果を閲覧公表

するものとする。

- 2 閲覧は、契約課において閲覧に供する方法又は市のホームページに掲載する方法で行うものとする。
- 3 閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。
- 4 閲覧に供した資料の複写の要求については応じないものとする。
- 5 閲覧の期間は、公表した日の翌日から起算して5年間が経過する日までとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該業務委託等の受託者に対して、評定の結果を通知するものとする。ただし、評定の結果を市ホームページに掲載する場合は、通知を省略できるものとする。

(努力要請)

第9条 調査員である評定者は、低採点（評定結果が59点以下）の者に対し努力要請するものとする。

(評定の修正)

第10条 評定者は、第8条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 調査職員である評定者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託等の受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 第8条又は第10条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に書面により、評定者に対して評点の内容についての説明を求めることができる。

- 2 調査職員である評定者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点の説明を求められた場合、請求を受けた日から起算して14日（「休日」を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
- 3 調査職員である評定者は、前項の回答をする場合、業務委託等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 前項の業務委託等成績評定評価委員会は、請負工事において設置される工事成績評定評価委員会と兼ねることができる。この場合、「秋田市工事成績

評定要領」における「工事」を「業務委託等」に読み替えることができるものとする。

(再説明請求等)

第12条 第11条による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して14日（「休日」を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

3 市長は、前項による回答を行うときは、業務委託等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に発注する業務委託等について適用する。

別表 1

業 種	業務内容
測量業務	基本測量 公共測量 基本測量及び公共測量以外の測量 その他の測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般 構造 耐震診断 耐力度測定
土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 計量証明事業者
地質調査業務	
補償関係 コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償 不動産鑑定業者 土地家屋調査士 司法書士
下水道管等清掃業務	
営繕工事関係業務	基本設計、実施設計 建築意匠・建築積算・建築構造 電気設備・電気積算 機械設備・機械積算